

III 研究ノート III

EU域内銀行の適用開始事例にみるIFRS9の特徴 —分類と測定を中心に—

新 祖 隆志郎

目次

はじめに

I IFRS9の概要

- 1) FVPL の適用対象
- 2) 償却原価法の適用対象
- 3) FVOCIの適用対象
- 4) 小括

II 欧州銀行のIFRS9の適用実態

- 1) FVPLの分類変更
- 2) 償却原価の分類変更
- 3) FVOCIの分類変更状況

III IFRS9適用開始による未実現利得・損失の処理状況

- 1) IFRS9の純損益への影響
- 2) IFRS9のその他の包括利益累計額への影響

IV 銀行実務にみるIFRS9の特徴—結びにかえて

はじめに

2018年1月1日、国際財務報告基準第9号「金融商品」(以下IFRS9)が本格的な適用開始を迎えた。国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)は2009年にIFRS9の初版を公表し、そこでは2013年1月1日以降に開始する事業年度からIFRS9の適用を義務付けていたものの、その後減損フェーズの進捗の遅れや米国会計基準とのコンバージェンス

を図る理由から適用開始日の延期を決定し、最終的には2014年に公表したIFRS9の修正版（最終版）で2018年1月1日以降に開始する事業年度からの適用義務化を確定させ、ようやく実効日を迎えた¹⁾。

こうしてIFRSの主要な適用地域であるEU域内企業へのIFRS9の強制適用が開始したが、この新基準は旧基準である国際会計基準第39号「金融商品—認識及び測定」（以下IAS39）に基づく金融商品の分類と測定の会計実務にどのような変更をもたらしたのか。またそこからIFRS9のどのような特徴を見出すことができるであろうか。本稿の課題は、この点についてIFRSの金融商品会計の影響を最も強く受ける業種である銀行業のうち、金融安定理事会が指定する「グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks: G-SIBs）」に該当するEU域内銀行を取り上げ、IFRS9の分類と測定の会計処理に焦点を絞ったうえで、その適用開始時における各行の会計実務にみられる旧基準から新基準への移行の特徴を明らかにすることである²⁾。

以下本稿では、はじめに金融商品の分類と測定の会計処理におけるIAS39とIFRS9の相違点を概括している。ついでEU域内G-SIBsにおけるIFRS9の適用開始実務を整理し、それを踏まえて銀行実務におけるIAS39からIFRS9への移行の特徴を明らかにしている。

I IFRS9の概要

IFRS9もIAS39も、金融商品を「評価差額を純損益に計上する公正価値評価（fair value through profit or loss: FVPL）」、「評価差額をその他の包括利益に計上する公正価値評価（fair value through other comprehensive income: FVOCI）」、償却原価法の3種類を使い分けて会計処理する点は同じ

- 1) しかし最終的に米国会計基準ではIFRS9最終版で採用された会計処理が採用されず、旧会計基準の部分修正にとどまったため、コンバージェンスは達成されていない。
- 2) 減損会計やヘッジ会計も含めたIFRS9の全体像とその成立背景については、吉田（2016）が詳しい。本稿も多くの部分で同書に依拠している。

である。しかしその分類方法は大きく変わった。以下では新旧両基準における分類方法の主要点を比較検討する。なお金融負債の会計処理に関しては、自己の信用リスクに起因した金融負債の未実現利得・損失の処理を除いて、IFRS9では基本的にIAS39の会計処理が継承されている。そこで以下では金融資産の会計処理に限定して考察している³⁾。

1) FVPL の適用対象

IAS39ではFVPLに分類することができる金融資産は、トレーディング目的⁴⁾に該当する金融資産、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計または在外事業体に対する純投資ヘッジのヘッジ手段に指定されたデリバティブ以外のデリバティブ（キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたヘッジ手段デリバティブの非有効性部分を含む）、およびこれら以外で当初認識時に公正価値オプションを選択した金融資産であった⁵⁾。また複合金融商品については原則としてホスト契約部分とデリバティブ要素部分を分離し、デリバティブ要素部分はデリバティブとしてFVPLを適用するが、ホスト契約部分はトレーディング目的で保有している場合のみFVPLを適用することとされていた。

一方でIFRS9では、FVPLは資本性金融商品の原則処理として位置付けられているほか、負債性金融商品や複合金融商品についても後述する償却原価法とFVOCIの分類要件を満たさないものが全てFVPLに分類されることと

-
- 3) 公正価値オプションを適用した金融負債に係る評価差額のうち自己の信用リスクの変動に起因した部分については、IAS39では純損益に計上する方法が採用されていたが（IAS39, par.55 (a)）、IFRS9では会計ミスマッチの創出や拡大につながる場合を除きその他の包括利益に計上するよう変更され、さらに金融負債の消滅時にも純損益への振り替えが禁止された（IFRS9, pars. 5.7.7-5.7.8 and B5.7.9）。
- 4) ここでいうトレーディング目的とは、短期的な価格変動に起因する利得やディーラーとしての手数料収益の獲得を目的として保有する金融資産・負債、またはそのような金融資産・負債を管理するトレーディング・ポートフォリオの中に組み込まれ共同で管理されている金融資産・負債が該当する（IAS39, par. 9）。
- 5) 当初IAS39では公正価値オプションの具体的な要件が定められていなかったが、2005年6月公表の修正IAS39のなかで、会計ミスマッチの解消ないし軽減、文書化された方針に基づく公正価値ベースでのポートフォリオ管理と業績評価およびその情報の経営幹部への報告の実施、特定の組込デリバティブのいずれかに該当する場合に公正価値オプションの適用が認められるようになった（IAS39, pars. 9 and 11）。

なった。そのなかにはトレーディング目的の金融資産やデリバティブが引き続き含まれているほか、IAS39ではFVPLの適用対象ではなくあくまで公正価値オプションを通じた任意の適用対象であった、文書化された方針に基づく公正価値ベースでのポートフォリオ管理と業績評価およびその情報の経営幹部への報告対象となっている金融資産も含まれている⁶⁾。また複合金融商品については、それまでの分離処理が廃止されてホスト部分とデリバティブ要素を一体的に捉えて償却原価法とFVOCIの分類要件を満たすかどうかを判定することになっている⁷⁾。

このようにFVPLは、IAS39では特定の保有目的や商品形態の金融資産だけに限定された分類区分であったが、IFRS9では他の分類区分に分類できない金融資産全てを対象とする残余の区分すなわちデフォルトカテゴリーという性格を帯びようになっている⁸⁾。

2) 償却原価法の適用対象

IAS39における金融資産に対する償却原価法の適用範囲は、満期保有投資の要件を満たす金融資産または貸付金及び債権に該当する金融資産（複合金融商品のホスト契約部分を含む）であった。いずれも支払額が確定または決定可能な金融資産が対象であり、そのうち満期保有投資に分類できた金融資産は、満期日が確定した市場性のある金融資産であり、かつ満期まで保有する積極的な意図と能力の双方を有している場合のみに限定されていた。さらにこの保有意図の証明として、満期保有投資に分類した金融資産は原則として満期以前の売却や他の分類区分への分類変更が禁止されていた。この罰則

6) あわせてIFRS9では金融資産に対する公正価値オプションの適用要件が会計ミスマッチのみに限定された (IFRS9, pars. 4.1.5, and BC4.78)。

7) ただしホスト契約が金融商品でない複合金融商品に関しては、デリバティブ要素の経済的特徴及びリスクがホスト契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連していないこと、デリバティブ要素部分が単独でデリバティブの定義を満たすこと、複合金融商品がFVPLの適用対象でないこと、を全て満たす場合には引き続き分離処理が適用される (IFRS9, par. 4.3.3)。

8) IFRS9, par. BC4.166.

規定はtaintingルールと呼ばれている⁹⁾。

一方で、同じく支払額が確定または決定可能な金融資産のうち満期日が未確定であったり市場性がない金融資産については、保有目的にかかわらず自動的に貸付金及び債権に分類することとなっていた。貸付金及び債権にはtaintingルールも適用されていなかった。

以上のIAS39に対してIFRS9では、市場性の有無で負債性金融商品を区別する方法は採用されておらず、いずれも一括したうえで、金融資産から生じる契約上のキャッシュフローが元本残高とその時間価値を反映した利息のみ(solely payments of principal and interest: SPPI)で構成されており、さらに当該金融資産を管理するビジネスモデルが契約キャッシュフローの回収のみを目的とするビジネスモデル(回収モデル)である場合にのみ、償却原価法を適用することが認められている¹⁰⁾。

この二つの新たな分類要件はともに、IFRS9における償却原価法の適用範囲をIAS39のそれと比較して厳格化させている。第一に、IAS39のもとでは

-
- 9) 違反した場合には保有中の全ての満期保有投資を後述の売却可能金融資産に強制的に振り替えるとともに、以後2事業年度は満期保有投資への分類が禁止されていた(IAS39, par. 9)。
- 10) SPPI要件における元本とは取得時の公正価値であり、また利息とは厳密には契約元本の時間価値以外に発行体の信用リスクや流動性リスク、金融商品の保有に係るコスト(回収コストなど)の対価、そして付加される利益マージンを含んだものと定義されている(IFRS9, par. 4.1.3)

IASBによると、金利を契約上のキャッシュフローに基づく実効金利法で期間配分する会計処理方法である償却原価法がキャッシュフローの金額、時期及び不確実性に関する目的適合性のある有用な情報を提供するの、契約上のキャッシュフローが回収される場合だけであり(IFRS9, par. BC4.143)、かつ会計処理の対象となる金融資産の組成が単純なものに限られる(IFRS9, par. BC4.172)。なおSPPI要件の詳細および判定の際の留意点に関しては、吉田(2016)161-164頁および171-172頁に詳しい。

またこのような償却原価法とSPPI要件の相補性を理由に、SPPI要件の判定は当初認識時のみ行うことが義務付けられており、事後にSPPI要件を再判定して金融資産の分類変更を行うことは認められていない(IFRS9, par. BC4.117)。そして、その際確率の高低に関わらず将来事象の発生によって契約上のキャッシュフローがSPPIの定義に合致しなくなる可能性がある場合には、当初認識の時点でSPPI要件を満たさないと判定し、FVPLに分類することが義務付けられている(IFRS9, pars. BC4.189-BC4.190)。ただし、その影響額が僅少である場合や、僅少ではないがその発生の可能性が極めて低く稀で異常な事象に起因する場合を除く(IFRS9, par. B4.1.18)。

契約上のキャッシュフローが確定しているか決定可能であれば他の条件次第で満期保有投資や貸付金及び債権に分類することが可能であったが、IFRS9ではそのような金融資産であってもSPPI要件を満たさないものは償却原価法を適用できなくなった¹¹⁾。第二に、IAS39では貸付金及び債権に分類する際には保有意图と能力が明確には問われていなかったが、IFRS9では回収モデルに該当する貸付金及び債権しか償却原価法を適用できない。例えば、当初トレーディング目的に分類されていたものの2008年10月公表の修正IAS39に基づいて貸付金及び債権に分類変更された証券化証券などは、IFRS9の適用開始の際回収モデルに該当しないとして貸付金及び債権からFVPLに分類変更されている（詳細は次節を参照）。

反対に後者の適用緩和に該当する点は、回収モデルの要件に関わって満期保有投資に設定されていたtaintingルールが廃止された点である。金融商品の売却頻度が多くても金額が僅少である場合や、反対に売却額が多額であっても頻度が稀である場合などは回収モデルの定義と矛盾しないとして、この範囲内においては償却原価法で処理した金融資産の売却に制約は課されていない¹²⁾。この点ではIFRS9は償却原価法の適用要件を緩和させている¹³⁾。このように償却原価法の適用範囲については、IFRS9によって拡大された側面と同時に縮小された側面が見出される¹⁴⁾。

3) FVOCIの適用対象

最後にFVOCIへの分類要件であるが、まずIAS39では、貸付金及び債権

- 11) 例えばインバース・フローター債は、IAS39では満期保有投資や貸付金及び債権への分類が可能であったが、IFRS9では利息の算定方法がSPPI要件の一つである元本の時間価値を反映したものとみなされないため償却原価法の適用が認められていない（IFRS9, par. B4.1.14）。
- 12) IFRS9, pars. BC4.144-BC4.145。
- 13) 吉田（2016）は、taintingルールの廃止はIFRS9の開発目標とされてきた金融商品会計の複雑性の低減に貢献しているものの、廃止の前提となる回収モデルの整合性評価に関して解釈指針等が追加されていることによってその効果は限定的になっていると評価する（吉田（2016）、191-192頁）。
- 14) SPPI要件による償却原価法の厳格化は、ほかにも不動産担保証券等の証券化証券の分類に際してもみられる。詳細は吉田（2016）、192-193頁を参照されたい。

に該当せずさらに保有目的がトレーディング目的にも満期保有投資にも該当しない金融資産が、売却可能金融資産に分類されてFVOCIが適用されていた。ただし満期保有投資や貸付金及び債権に該当する金融資産であっても企業の任意で当初認識時に売却可能金融資産に分類することも認められていた(IAS39, par. 9)。このようにIAS39ではFVOCIはデフォルトカテゴリーとして位置づけられており、またその意味は資本性金融商品や満期保有投資の要件を満たさない負債性金融商品が自動的にFVPLに分類されるのを防ぐ受け皿としての役割にあった¹⁵⁾。

これに対してIFRS9では、2009年公表の初版では、資本性金融商品に対して当初認識時に企業の任意でFVOCIに分類することが認められていたほかは、FVOCIの分類区分が廃止されていた。しかしFASBの新基準とのコンバージェンスを図るためIASBは2014年の最終版で負債性金融商品へのFVOCIの適用を復活させた。この最終版では、FVOCIに分類できる負債性金融商品は、償却原価法と同じくSPPIの要件を満たしたうえで、当該負債性金融商品を管理するビジネスモデルが契約キャッシュフローの回収と金融商品の売却の両方を目的としている場合(回収及び売却モデル)のみとされた。

ただしこの回収及び売却モデルについては、FVPLの強制適用の対象となる売却モデルや公正価値ベースの業績評価モデルとの違いが明確ではないとの批判がある¹⁶⁾。IASBは、回収及び売却モデルにおいては満期保有による

15) 米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)が1993年に公表しIAS39のモデルにもなった財務会計基準書第115号「負債証券及び持分証券への特定の投資に関する会計処理」(以下SFAS115)では、FVOCI(売却可能有価証券)採用の理由は、FVPLの強制適用によってこれらの資産に係る未実現利得・損失が純損益に計上されることで純損益のボラティリティが発生するのを防ぐことに置かれていた(SFAS115, pars.79 and 93-94)。なおFASBは、このボラティリティを金融資産のみ公正価値評価を義務付け金融負債を原価評価することで生じる会計ミスマッチの産物であると捉えていたが(SFAS115, pars. 93-94), Hodder et al. (2004)は、金融資産・負債ともに公正価値評価したとしても利益のボラティリティは発生するとして、FASBの見解を否定している。しかしこの利益のボラティリティに対する懸念は依然として根強く、FASBの2013年公開草案に対しても寄せられていた(FASB (2016), par. BC14)。

16) IFRS9, pars. DO5-DO6.

契約キャッシュフローの回収と売却による公正価値ベースのキャッシュフローの回収の両方がビジネスモデルの不可欠の要素を成しているのに対して、FVPLの強制適用の対象となる公正価値ベースの業績評価モデルでは満期保有による契約キャッシュフローの回収は付随的な要素に過ぎないとして、両者の違いを強調している¹⁷⁾。しかし両モデルにおいて売却や回収が不可欠な要素であるか付随的に過ぎないのかの線引きは明確ではなく、回収及び売却モデルの定義は依然として不明瞭である。むしろ次節で考察するように、公正価値ベースの業績評価モデルを限定解釈することで、かえってFVOCIの回収及び売却モデルが事実上ビジネスモデル要件におけるデフォルトカテゴリーに転化している可能性がある¹⁸⁾。

なおIFRS9におけるFVOCIの会計処理は、その他の包括利益として認識した未実現利得・損失の実現時の処理をめぐってさらに2つの会計処理に分化している。すなわち、FVOCIの適用を選択した資本性金融商品の未実現利得・損失およびFVPL金融負債に係る自己の信用リスクに起因する未実現利得・損失はともに、売却や返済等による利得・損失の実現時にも純損益に振り替えることが禁止され、利益剰余金に直接振り替えることとなっている。この点はIAS39との相違点の一つであるとともに、より本質的には現金

17) IFRS9, pars. 4.1.5, B4.1.4A and BC. 165.

18) とくに公正価値ベースでの業績評価モデルの位置づけが焦点になる。なぜならここでいう業績評価を包括利益レベルで解釈すれば、回収および売却モデルに該当する金融資産も公正価値ベースの業績評価モデルに該当し、負債性金融商品を対象としたFVOCIの分類区分は自動的に消滅するからである。したがって公正価値ベースの業績評価モデルとFVOCIのビジネスモデルである回収及び売却モデルを両立させるためには、公正価値ベースの業績評価モデルにおける業績概念を純損益レベルに限定して解釈しなければならない。このことは形式上デフォルトカテゴリーであるはずのFVPLのビジネスモデル要件をかえって積極的に定義することで回収及び売却モデルを実質的にデフォルトカテゴリー化させていることにほかならない。さらにこのことは、包括利益は業績評価利益ではないということをIASBが個別会計基準レベルで黙示的に認めていることを意味する。この点に関して辻山 (2021) では、IASBはこれまで一貫して包括利益を業績とみる立場にあると評価されているが、少なくともIFRS9ではIASBはそのような立場になっていないと言える。しかしその一方でIASBはFVOCI負債性金融商品の未実現利得・損失に業績指標としての価値関連性を認めているとの指摘もあり(山田 (2021), 21頁)、ここにIASBにおける業績概念の揺らぎを見て取ることができる。

収支を伴う損益が純利益から永久に除外されるという純利益の内容の変質を意味する¹⁹⁾。これに対して2014年の最終版で追加された負債性金融商品に係る未実現利得・損失は、IAS39の場合と同じく実現時に純損益に振り替える。

4) 小括

以上のように、最終的に新旧両基準では三分類構造こそ共通するものの、各分類区分の性格は大きく変化した。とくに償却原価法とFVOCIがSPPI要件によってともに適用範囲を厳格化された分、FVPLがデフォルトカテゴリーに転化し、その対象範囲を拡大化させていることは明白である。しかしビジネスモデル要件からみれば必ずしもそうではない。回収モデルの導入はtaintingルールの廃止を通じて償却原価法の適用範囲を拡大させており、また回収及び売却モデルはその定義の曖昧さによってかえってFVOCIを引き続きデフォルトカテゴリーとして存続させている側面も見出される。ただし回収モデルの導入による償却原価法の適用緩和はこのFVOCIのデフォルトカテゴリーとしての役割を不要にしている意味も有することから、FVOCIの性格はIAS39の売却可能金融資産と比べてかなり複雑化しているといえる。

IFRS9が有する以上のような諸変化は、会計実務にどのように表れ、どのような影響を与えたのだろうか。この点について節をあらためて検討していく。

II 欧州銀行のIFRS9の適用実態

金融商品会計基準の変更の影響を最も強く受ける業種が、預貸活動や金融投資、トレーディングといった各種金融商品取引を基本業務とする金融業であることはいうまでもない。そこで本節では、IFRSの主要な適用対象であるEU域内銀行²⁰⁾について、金融安定理事会が2020年11月時点でG-SIBsとし

19) 辻山 (2021), 12頁。

20) 本稿で取り上げたEU域内銀行のうちHSBC、スタンダード・チャータード、パークレイズの3行は2020年1月31日をもってEUから正式に離脱したイギリスに本社を置く

て指定している最大手銀行13行のうち米国会計基準を継続適用しているクレディ・スイスを除く12行を取り上げ、2018年1月1日のIFRS9の適用開始時における各行の分類変更事例をもとに銀行実務に対するIFRS9の影響を分析する²¹⁾。

1) FVPLの分類変更

表1は12行における2018年1月1日時点でのFVPL金融資産の分類変更の結果を示したものである。ここではFVPL金融資産をトレーディング目的FVPL金融資産（ヘッジ手段以外のデリバティブを含む）とそれ以外のFVPL金融資産（ヘッジ手段デリバティブを含む）に区別して、それぞれの分類変更状況を示している。ただし以上のような区別を行わずに分類変更額を開示している銀行については、表中でも区別をしていない。

また表1にあるIAS39簿価とは、IFRS9の適用開始日の前日にあたる2017年12月31日時点における残高を表している。ただしそのうち保険事業に係る金融資産は、IFRS9の適用開始時点ではその適用が免除されていた²²⁾。

つぎに分類変更額についてであるが、表1では前期末の旧帳簿価額の分類変更額と、変更後の再評価による評価差額を可能なかぎり区別して表示している。ただし評価差額と旧帳簿価額の分類変更額を一括して開示している銀行については、表中でも区別をしていない。なお、ここでの評価差額とは、

が、IFRS9の適用開始時点ではまだEU離脱が完了していなかったため本稿ではEU域内銀行として取り扱っている。

- 21) 2020年11月時点で金融安定理事会がG-SIBsとして指定している銀行は全部で30行であり、そのうちEUを除く地域別ではアメリカ8行、中国4行、日本3行、カナダ2行である。
- 22) IASBは2014年のIFRS9最終版の公表時点でIFRS第4号「保険契約」（以下IFRS4）の修正作業中であったことから、保険事業に関連する金融資産へのIFRS9の適用を2021年1月1日以降に開始する事業年度まで免除し、それまではIAS39の会計処理を継続適用できるようIFRS4を修正した（IFRS4, pars. 20A-20B）。本稿ではこの保険事業に属する金融資産については考察の対象外としている。ただしその後IASBは2017年5月にIFRS第17号「保険契約」（以下IFRS17）を公表してIFRS4の修正作業を完了させている。またIASBはIFRS17の適用開始前の事業年度に保険事業に関連する金融資産にIFRS9を適用している企業に対して、IFRS17の適用開始日にIFRS9を再適用することを認めている（IFRS17, pars. C29-C31）。

表1 FVPL金融資産の分類変更

銀行名	保有目的	IAS9 簿価	保険事業に 係るIFRS9 適用免除額	FVPL内の 分類変更	FVOCIへの分類変更額		FVOCIからの 分類変更額		償却原価への 分類変更額		償却原価からの 分類変更額		分類変更後 簿価	評価差額	IFRS9 簿価
					負債性金融 商品	資本性金融 商品	負債性金融 商品	資本性金融 商品	貸付金及び 債権証券	貸付金及び 債権	貸付金及び 債権	貸付金及び 債権			
HSBC (百万ドル)	トレードイング目的	507,813	0	0	0	0	0	0	△ 37,924	0	4,329	474,227	1	474,228	
	トレードイング以外	29,464	0	0	△ 3	0	2,104	0	0	0	5,142	39,714	32	39,746	
スタンダード・チャータード (百万ドル)	トレードイング目的	74,595	0	0	0	0	684	0	0	0	0	121,642	29	121,671	
	トレードイング以外	351,429	0	9	0	0	0	0	△ 73	0	478	351,853	△ 11	351,842	
ハークレイズ (百万ポンド)	トレードイング目的	116,281	0	△ 9	0	0	471	367	0	△ 516	0	140,226	△ 14	140,211	
	トレードイング以外	638,970	0	0	△ 6,508	0	2,535	0	△ 5,900	41,914	0	669,011	△ 6	669,004	
BNPパリバ (百万ユーロ)	トレードイング目的	603,928	△ 83,356 ^{注1}	0	0	0	1,536	4,598	0	0	1,216	612,258	△ 11	612,258	
	トレードイング以外	104,664	△ 23,939	0	0	0	325 ^{注2}	8,506 ^{注2}	0	0	0	227,540	0	227,540	
BPCE (百万ユーロ)	トレードイング目的	74,913	0	503	0	0	909	1,513	0	0	0	382,046	△ 216	381,830	
	トレードイング以外	433,321	△ 55,018	△ 503	0	0	0	0	0	0	1,321	434,642	0	434,642	
ソエテ・ジェネラル (百万ユーロ)	トレードイング目的	221,089	0	6	0	0	7	0	0	0	1,034	222,136	0	222,136	
	トレードイング以外	116,750	0	△ 6	△ 4,028	0	19,193	23,725	0	0	2,455	158,089	△ 58	158,030	
ING (百万ユーロ)	トレードイング目的	116,748	0	△ 52,730	0	0	735	183	0	0	1,466	65,484	△ 49	65,484	
	トレードイング以外	6,473	0	52,730	0	0	0	0	△ 1,152	0	753	62,812	△ 49	62,764	
サンタン・銀行 (百万ユーロ)	トレードイング目的	125,458	0	0	△ 43	0	203	0	0	0	0	125,618	0	125,618	
	トレードイング以外	34,782	0	0	0	0	96	1,651	0	△ 1,152	0	47,093	△ 31	47,062	
ウニクレディット (百万ユーロ)	トレードイング目的	74,686	0	△ 4	△ 16	0	0	0	0	0	0	74,666	0	74,666	
	トレードイング以外	22,073	0	4	0	0	1,367	352	0	0	748	27,101	42	27,144	
UBS (百万ドル)	トレードイング目的	250,691	0	△ 11,609	0	0	0	0	0	6	0	239,568	△ 16	239,541	
	トレードイング以外	60,457	0	11,609	0	0	636	755	0	9	0	105,700	△ 294	105,387	

注1：保険事業に係るIFRS9適用免除額△96,604百万ユーロのほかに、取引日基準から非同日基準への変更に伴う修正額3,248百万ユーロが含まれている。

注2：この金額は正しくは表5の注5の注3を参照のこと。
しない。この理由については表5の注3を参照のこと。

(出所) 各行Annual Reportより筆者作成。

償却原価金融資産からFVPL金融資産への分類変更による公正価値への再評価によって認識された未実現利得・損失である。

それでは表1にもとづいてFVPL金融資産の分類変更状況を整理していく。まずトレーディング目的のFVPL金融資産から他の分類区分への分類変更についてみると、FVOCI金融資産への分類変更が2行、償却原価金融資産への分類変更が3行だけであり、また金額もHSBCの37,900百万ドル以外は僅少である。またトレーディング目的以外のFVPL金融資産についても、FVOCI金融資産への分類変更が4行、償却原価金融資産への分類変更が4行と若干増えてはいるものの、金額はいずれも少額であった。いずれもFVPLのデフォルトカテゴリー化を念頭に置けば当然の結果であり、むしろ延べ5行でトレーディング目的から他の分類区分への分類変更が実施されていたことの方が意外である²³⁾。

なお、トレーディング目的以外のFVPL金融資産について言及しておく、これはIFRS9の適用開始以前においてはそのほとんどが公正価値オプションの任意選択によってFVPLが適用されていた金融資産であった。しかしIFRS9の適用開始時に多くの銀行で公正価値オプションの指定が解除され、新たにFVPLが強制適用される金融資産としてFVPLに再分類されたものになっている(表2)。その理由がSPPI要件への抵触によるものなのか、それとも従来公正価値オプションの適用要件の一つとされてきた公正価値

23) 例えばHSBCにおけるトレーディング目的のFVPL金融資産から償却原価金融資産への分類変更額379億2400万ドルのうち379億ドルについては、変更理由がビジネスモデルの評価の結果によるものであったことが注記で開示されている(残りの2400万ドルの理由は開示されていない)(HSBC Holdings plc (2019), p. 299)。またバークレイズが償却原価金融資産に分類変更した7300万ポンドについても同様にビジネスモデルの評価の結果、回収モデルに該当すると判断されたためであると開示されている(Barclays PLC (2019), p. 351)。これらの事例では、管理部門がトレーディング部門でありながら個別ポートフォリオの管理方針が回収モデルに該当したのか、それともトレーディング活動の一環として保有しながら管理部門がバンキング部門に属しかつ管理方針が回収モデルに該当したのかといった詳細までは不明である。しかしいずれにしろこれらの事例からは、ポートフォリオの客観的な管理形態を強調するIFRS9のビジネスモデルアプローチと経営戦略上の資産の主観的な保有意图を重視するIAS39の保有目的アプローチとの違いの一端を見て取ることができる。

表2 公正価値オプション適用金融資産の帳簿価額

	IAS39簿価 (2017年12月期末)	IFR9簿価 (2018年12月期首)
HSBC (百万ドル)	29,464	0
パークレイズ (百万ポンド)	116,281	9,967
クレディ・アグリコール (百万ユーロ)	100,315	3
ING (百万ユーロ)	4,242	2,162
サンタンデル銀行 (百万ユーロ)	34,782	42,075
ユニクレディト (百万ユーロ)	22,073	4
UBS (百万ドル)	60,457	0

(出所) 表1に同じ。

ベースの業績管理がFVPLのビジネスモデル要件に移行したことによるものなのかは、どの銀行も注記等で開示していないため不明である。いずれにしても、IFRS9を機にトレーディング目的以外のFVPL金融資産の内実は大きく変化している。

つぎに今度は他の分類区分からFVPL金融資産への分類変更状況をみていく。まずFVOCI金融資産からの分類変更についてみると、トレーディング目的のFVPL金融資産に分類変更を行った銀行が4行、トレーディング目的以外のFVPL金融資産に分類変更した銀行が7行、そしてトレーディング目的とそれ以外とに区分せず分類変更額を開示していた銀行を含めると全12行が、FVOCI金融資産からFVPL金融資産への分類変更を実施していた。この分類変更の理由についてであるが、資本性金融商品についてはFVOCIを指定しなかった結果であることは言うまでもないが、その一方で負債性金融商品については、各行の注記情報によると、トレーディング目的以外のFVPL金融資産への分類変更の理由はほとんどがSPPI要件を満たさなかったことによるものであり、ビジネスモデルの評価の結果であったものはパークレイズの838百万ポンドとUBSの636百万ドルだけであった²⁴⁾。これに対してトレーディング目的のFVPL金融資産への分類変更の理由については全てビジネスモデルの評価の結果であると開示されていた。ただし後者に関しては、

24) Barclays PLC (2019), p. 351, UBS Group AG (2019), p. 372。

分類変更の対象となった金融資産がSPPI要件を満たしていたかどうかは不明であり、HSBCのようにFVPL金融資産への分類変更の決定的要因となったのはSPPI要件への抵触であり、ビジネスモデル要件は同じFVPL金融資産の中での目的別分類に関与したに過ぎない可能性もある²⁵⁾。しかし、いずれにしるFVOCI金融資産からトレーディング目的のFVPL金融資産への分類変更はわずかであり、今回取り上げた全12行においてFVOCI金融資産からFVPL金融資産への分類変更の際してビジネスモデル要件はほとんど関与していなかったといえる。

最後に償却原価金融資産からFVPL金融資産への分類変更状況とその理由を確認する。まず分類変更状況であるが、トレーディング目的のFVPL金融資産に分類変更を行っている銀行が5行、またトレーディング目的以外のFVPL金融資産への分類変更を行っている銀行は7行であり、これに区分表示を行っていない銀行も含めると全12行が償却原価金融資産をFVPL金融資産に分類変更していた。分類変更額の内訳をみると、そのほとんどが貸付金及び債権からの分類変更額であったが、金額、件数ともにわずかではあるものの満期保有投資からの分類変更も行われていた。

償却原価金融資産からの分類変更の理由について、注記でそれを開示している銀行及び金額を対象に確認すると、FVOCI金融資産の場合とは違いSPPI要件だけでなくビジネスモデル要件も大きく関与していたことが確認できる。このなかには、IAS39に基づく貸付金及び債権のなかに証券担保金融関連の金融資産や2008年第3四半期にトレーディング目的金融資産から貸付金及び債権に分類変更された債務担保証券(CDO)や負債担保証券(ABS)の残余請求権の残存元本などが含まれており、それらの多くは以前からト

25) 事例を挙げると、HSBCは9百万ポンドの負債性金融商品をFVOCI金融資産からトレーディング目的のFVPL金融資産に分類変更したが、その理由は第一に3,131百万ドルのFVOCI金融資産がSPPI要件を満たしていなかったことであり、その上で第二にそのうち3,122百万ドルはビジネスモデルがトレーディング目的、回収モデル、回収及び売却モデルのいずれにも該当しない「その他のモデル」に該当したため、最終的にトレーディング目的以外の金融資産に分類変更したと開示している(HSBC Holdings plc (2019), p. 299)。

レーディング目的で保有されていたり、あるいは公正価値オプションが指定されていなかったものの公正価値ベースの業績管理モデルが適用されていたものであった²⁶⁾。一方で満期保有投資からの分類変更額は全てSPPI要件への抵触によるものであった。

以上の各分類変更の結果、FVPL金融資産の簿価は12行中10行において適用開始前から増加した。その増加率は平均16.4%と高く、なかでもスタンダード・チャータードは1.6倍、BPCEは1.4倍と大きく増加している。その一方でHSBCとソシエテ・ジェネラルの2行では簿価が減少しているが、その減少幅はHSBCで4%、ソシエテ・ジェネラルで2%と微減にとどまっており、ここからFVPLのデフォルトカテゴリー化によるFVPLの適用拡大化の影響が銀行実務に大きく表れていたといえる。

2) 償却原価の分類変更

つぎに表3をもとに、償却原価金融資産の分類変更状況を整理する。なお表3では各行の注記情報に基づき可能なかぎり償却原価金融資産を、満期保有投資（分類変更後のIFRS9では負債証券）と貸付金及び債権その他の償

26) 例えば、HSBCの4,642百万ドルは貸株債権であり (HSBC Holdings plc (2019), p. 299), BPCEの47,317百万ユーロはレポ取引で保有している債券であり (Groupe BPCE (2019), p. 261), UBSの5,085百万ドルはリバースレポであった (UBS Group AG (2019), p. 371)。これら証券担保金融は一般的にはトレーディング活動に属する金融取引である。またソシエテ・ジェネラルの644百万ユーロは、オリジネート後短期間で転売する目的で保有するシンジケートローンや、2008年10月公表のIAS39修正版を受けて同年第3四半期にトレーディング目的金融資産から貸付金及び債権に分類変更した総額4,344百万ユーロの債務担保証券 (CDO) および負債担保証券 (ABS) の残余請求権 (Société Générale S.A. (2009) p. 252) の2017年12月期末時点での未償還元本であり、事前に設定していた処分プログラムに沿って機械的に売却する目的で保有していたものであった。いずれも回収モデルと回収及び売却モデルの両方に該当しないと評価されFVPLに分類変更された (Société Générale S.A. (2019), p. 316)。

なおビジネスモデル要件を理由としたFVPL金融資産への分類変更に関しても、FVOCI金融資産の場合と同じく分類変更の決定的要因はSPPI要件にあり、ビジネスモデル要件はFVPL金融資産内での目的別区分に関与しただけの可能性もある。しかしIAS39では貸付金及び債権に分類する際に保有目的が問われていなかったことからすると、FVOCI金融資産の場合とは異なりSPPI要件を満たしながらビジネスモデル要件に抵触した結果の分類変更事例も多かったものと思われる。

却原価資産に区別している。また表1と同じく変更前簿価からの分類変更額と、変更後の再評価による評価差額および予想信用損失会計の適用に伴う予想信用損失額を可能なかぎり区別している。なおここでの評価差額は、FVOCI金融資産からの分類変更による公正価値から償却原価への簿価の修正のためにその他の包括利益累計額から振り替えられたFVOCI金融資産に係る未実現利得・損失累計額を表している²⁷⁾。

表3からまず目につくのは、同じ償却原価金融資産の中での分類変更が生じている点である。これはすでに述べたように、市場性や満期日の確定性の有無によって負債証券を満期保有投資と貸付金及び債権に分類するというIAS39の分類方法がIFRS9では採用されていないことによるものであった。

それでは償却原価金融資産と他の分類区分との間の分類変更状況について整理していくが、このうちFVPL金融資産との間の分類変更状況についてはすでにさきほど確認したように、FVPL金融資産から償却原価金融資産への分類変更は件数が少なく金額もごく一部を除いて僅少であったのに対して、償却原価金融資産からFVPL金融資産への分類変更はSPPI要件またはビジネスモデル要件への抵触を理由に全12行で実施されFVPL金融資産の簿価の増加に貢献しており、FVPLのデフォルトカテゴリー化と対を成す償却原価法の適用厳格化の実務への影響を反映していた。

つぎにFVOCI金融資産との間の分類変更状況をみていく。まずFVOCI金融資産から償却原価金融資産への分類変更状況からみていくと、この分類変更は全12行で実施されており、またそのうち11行が負債証券を対象とした分類変更であった。なかでもBNPパリバやクレディ・アグリコール、INGの分類変更額が目立つ。IFRS9ではFVOCIも償却原価法とともにSPPI要件を満たす金融資産だけが対象となるため、この分類変更はすべてビジネスモデル

27) FVOCI金融資産から償却原価金融資産への分類変更を実施した場合、その他の包括利益累計額に計上されていたFVOCI金融資産の未実現利得・損失は分類変更時の公正価値と相殺させて分類変更後の簿価を当初認識時の実効金利に基づく償却原価に修正することとなっている (IFRS9, par. 5.6.5)。これはその他の包括利益として認識されてきた未実現利得・損失をオフバランスの含み損益に転化させる新たな会計処理である。

表3 償却原価金融資産の分類変更

銀行名	IAS39分類区分	IAS39簿価	保険事業に係るIFRS第9号適用免除額	償却原価内の分類変更額		FVPLへの分類変更額		FVPLからの分類変更額		FVOCIへの分類変更額	FVOCIからの分類変更額	変更後簿価	評価差額及び予想信用損失額	IFRS9簿価	IFRS9分類区分
				負債証券	貸付金及び債権	トリアーティン目的	トリアーティン目的以外	トリアーティン目的	トリアーティン目的以外						
HSBC (百万ドル)	満期保有投資	52,919	0	0	0	0	115	0	7,026	△ 80	59,980	△ 457	59,523	負債証券	
	貸付金及び債権その他	1,322,101	0	0	△ 4,329	△ 5,142	37,924	0	0	0	1,350,554	△ 1,928	1,348,626	貸付金及び債権	
スタンダード・チャータード (百万ドル)	満期保有投資	6,970	0	0	0	0	0	0	220	0	7,190	0	7,188	負債証券	
	貸付金及び債権その他	300,176	0	0	△ 45,852	0	0	0	0	0	314,624	△ 822	313,802	貸付金及び債権	
パークレイズ (百万ポンド)	満期保有投資	5,109	0	0	0	0	0	0	0	0	5,109	0	397,220	負債証券	
	貸付金及び債権その他	418,383	0	0	△ 478	△ 23,632	73	516	△ 936	653	394,589	29	394,589	貸付金及び債権	
ドイツ銀行 (百万ユーロ)	満期保有投資	3,170	0	0	△ 41,914	0	0	0	△ 3170	0	743,417	0	743,417	負債証券	
	貸付金及び債権その他	780,721	0	0	0	0	5,900	0	△ 6,773	5642	743,576	△ 160	743,576	貸付金及び債権	
BNPパリバ (百万ユーロ)	満期保有投資	4,792	△ 4,231	0	△ 1,216	0	0	0	△ 1,492	56,964	69,634	△ 208	69,426	負債証券	
	貸付金及び債権その他	773,345	△ 3,110	△ 14,817	△ 980	0	0	0	0	75,438	75,438	△ 2,906	75,532	貸付金及び債権	
BPCE (百万ユーロ)	満期保有投資	7,884	△ 2,655	0	0	0	0	0	△ 688 ^{注1}	15,212	33,506	△ 49	33,456	負債証券	
	貸付金及び債権その他	845,479	△ 24,084	△ 13,115	△ 63,071 ^{注1}	0	0	0	△ 485	2,971	11,699	△ 107	11,592	貸付金及び債権	
ソシエテ・ジェネラル (百万ユーロ)	満期保有投資	3,563	0	0	5,650	0	0	0	△ 80	0	532,384	△ 868	531,866	貸付金及び債権	
	貸付金及び債権その他	546,659	△ 7,244	△ 5,650	△ 1,321	0	0	0	△ 10,805	28,056	51,832	△ 141	51,692	負債証券	
クレディ・アグリコール (百万ユーロ)	満期保有投資	201,790 ^{注2}	0 ^{注2}	0	14,402	0	0	0	△ 1,165	0	731,074	△ 1,244	729,830	貸付金及び債権	
	貸付金及び債権その他	754,130 ^{注2}	0 ^{注2}	△ 14,402	△ 1,034	△ 2,455	0	0	△ 3,355	0	743,523	△ 1,618	742,220	貸付金及び債権	
ING (百万ユーロ)	満期保有投資	9,343	0	0	5,740	0	0	0	△ 34,980	49,310	48,800	△ 830	48,480	負債証券	
	貸付金及び債権その他	627,929	0	△ 5,740	△ 1,466	△ 1,938	0	0	△ 3,355	0	609,220	△ 459	608,700	貸付金及び債権	
サンタンデー銀行 (百万ユーロ)	満期保有投資	13,491	0	0	15,557	0	0	0	0	6,589	35,637	135	35,772	負債証券	
	貸付金及び債権その他	903,633	0	△ 15,557	0	△ 11,716	0	11,152	△ 15,26	873,966	873,966	△ 2,046	873,322	貸付金及び債権	
ウニクレイト (百万ユーロ)	満期保有投資	6,277	0	0	0	0	0	0	△ 431	2,397	7,495	0	7,495	負債証券	
	貸付金及び債権その他	518,709	0	0	0	△ 2,557	0	0	△ 129	51,023	51,023	△ 3,283	51,274	貸付金及び債権	
UBS (百万ドル)	満期保有投資	9,403	0	0	0	0	0	0	0	569	9,972	0	9,972	負債証券	
	貸付金及び債権その他	461,203	0	0	△ 480	△ 32,234	6	9	0	0	428,504	△ 281	428,221	貸付金及び債権	

注1：分類変更時の償却原価から公正価値に再評価された金額のみ開示されているため、IAS39簿価に各分類変更額を加減した変更後簿価から予想信用損失額を控除した金額はIFRS9簿価と一致しない。

注2：分類変更前の2017年12月期末時点での償却原価金融資産の帳簿価額には保険事業に係る満期保有投資が10,805百万ユーロ、貸付金及び債権が7,426百万ユーロ含まれているが、クレディ・アグリコールはこれらの金融資産に対してIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

(出所) 表1に同じ。

が回収モデルに該当すると判断されたことによる。そして負債証券が対象であるということは、この分類変更事例は、従来taintingルールが障害となつて満期保有投資に分類して償却原価法を適用することができなかった負債証券に対して、回収モデルが導入されてtaintingルールが廃止されたことで、SPPI要件を満たすかぎりにおいて負債証券に償却原価法を適用する道が開かれたという、償却原価法の適用緩和の側面を反映している。

しかし反対に償却原価金融資産からFVOCI金融資産への分類変更もまた、12行中10行で実施されていた。この場合の変更理由もビジネスモデル要件によるものであるが、そのうち貸付金及び債権からFVOCI金融資産への分類変更については、FVPL金融資産への分類変更の場合と同じくIAS39では保有目的が問われていなかったため分類変更以前から回収及び売却モデルに該当していた金融資産であった可能性が高い。これに対して満期保有投資からFVOCI金融資産への分類変更事例は、IFRS9の適用開始に合わせてビジネスモデルが変更された結果を表しているものと思われる²⁸⁾。

以上のような分類変更を踏まえて償却原価金融資産の分類変更前後の簿価を比較すると、まず負債証券の簿価をみると、分類変更を実施した全11行で

28) 例えばユニクレディットは431百万ユーロを満期保有投資からFVOCI金融資産に分類変更しているが、その変更理由はビジネスモデルの変更によるものであると開示している (UniCredit S.p.A. (2019), p. 147)。またソシエテ・ジェネラルは満期保有投資のビジネスモデルは基本的に契約キャッシュ・フローの回収を通じた流動性バッファの管理を目的としたポートフォリオであり、そのほぼ全額がSPPI要件を満たすため引き続き償却原価金融資産に分類したが、485百万ユーロだけは金融資産の売却も想定した特殊なビジネスモデルである点を評価してFVOCI金融資産に分類変更したと開示している (Société Générale S.A. (2019), p. 316)。

なおドイツ銀行は3,170百万ユーロの満期保有投資の全額をFVOCI金融資産に分類変更しているが、同時に償却原価金融資産の枠内で貸付金及び債権から負債証券への分類変更も実施していたものと思われる。その理由は、2018年12月期の連結キャッシュフロー計算書で償却原価法を適用している負債証券の購入額が309百万ユーロ、売却額が94百万ユーロ、満期償還額が1,904百万ユーロとなっており、2018年1月1日時点で当該負債証券の簿価がゼロだと計算が合わないからである。なおドイツ銀行は2018年1月1日時点での償却原価金融資産の内訳を開示していないためIFRS9の適用開始後の当該負債証券の帳簿価額は不明であるが、2018年12月期末の連結貸借対照表上の当該負債証券の帳簿価額は5,184百万ユーロであった (Deutsche Bank AG (2019), pp. 214 and 221)。

簿価が増加している。これは同じ償却原価金融資産の中での貸付金及び債権から負債証券への分類変更による形式的な増加とともに、SPPI要件を満たさない満期保有投資のFVPL金融資産への分類変更による減少以上にFVOCI金融資産からの分類変更による増加が上回った結果を表す。とくにBNPパリバ、BPCE、クレディ・アグリコール、ING、ドイツ銀行では、変更前簿価を大幅に上回る額の負債証券がFVOCI金融資産から分類変更されている。ここには、IFRS9における償却原価法の適用厳格化の側面よりもその緩和の側面が強く表れていると評価できる。もっとも、分類変更前の満期保有投資の簿価がもともと少額であったことから分類変更額の簿価への影響度は大きく映るが、分類変更額それ自体は一部の銀行を除いて大した金額ではなかった。

つぎに貸付金及び債権の簿価をみると、ここでは負債証券の場合とは反対に、他の分類区分からの分類変更による簿価の増加はわずかであり、SPPI要件や回収モデルの要件を満たさない貸付金及び債権がFVPL金融資産やFVOCI金融資産に多く分類変更された結果、HSBCを除く11行で簿価が減少していた。なかでもSPPI要件への抵触の影響が大きい。したがってここでは償却原価法の適用緩和の側面よりもSPPI要件やビジネスモデル要件による適用厳格化の側面の方が強く表れていたといえる。

このように償却原価金融資産の分類変更については、償却原価法の適用緩和と厳格化の両側面が相互に見出される。その結果、HSBC、BNPパリバ、ソシエテ・ジェネラル、クレディ・アグリコール、INGの5行では償却原価金融資産の簿価が増加し、残り7行では減少するという銀行によってかなり異なる結果となっていた。ただし分類変更前から償却原価金融資産の簿価総額が大きいいため、増減いずれの結果にしる簿価総額に対する影響はいずれも軽微にとどまっていた。

3) FVOCIの分類変更状況

最後に表4をもとにFVOCI金融資産の分類変更状況についてみていくが、

これはすでにこれまでのところで考察を済ませているため、ここではその結果を踏まえてFVOCI金融資産の分類変更の全体的な結果について整理しておく。なお表4では、FVOCI金融資産を負債性金融商品と資本性金融商品に区別している。また表中にある適用開始前後の帳簿価額、分類変更額、評価差額および予想信用損失の見方については表3と同じである。ここでの評価差額は、償却原価金融資産からの分類変更による公正価値への再評価によってその他の包括利益累計額として認識された未実現利得・損失である。

まずFVPL金融資産との間の分類変更状況について再確認しておく、FVOCI金融資産からFVPL金融資産への分類変更は負債性金融商品、資本性金融商品ともに全般的に行われていた。負債性金融商品の分類変更は大半がSPPI要件によるものであった。また資本性金融商品では簿価が少額であったことから減少割合は大きかったものの、変更額そのものは負債性、資本性いずれも大した金額ではなかった。ただし次節で述べるように、このFVPL金融資産への分類変更は未実現利得・損失の処理に関しては大きな影響を与えていた。反対にFVPL金融資産からFVOCI金融資産への分類変更は、ドイツ銀行とクレディ・アグリコールを除けば僅少に過ぎず、またこの2行も絶対額としては大勢に影響を与えるほどの額ではなかった。その理由としては、従来公正価値オプションが適用されていた金融資産が、IFRS9においてはSPPI要件かあるいは公正価値ベースの業績評価モデルに該当したことで今度はFVPLが強制的に適用される金融資産として、引き続きFVPL金融資産に分類されることになったことと関連しているものと思われる。

つぎに償却原価金融資産との間の分類変更状況であるが、これもすでにみたようにFVOCI金融資産から償却原価金融資産への分類変更は負債証券を中心に全12行で実施されていた。この分類変更は償却原価金融資産の簿価の増減には総じて重要な影響を与えていなかったが、FVOCI金融資産の簿価に対しては、BNPパリバとINGで簿価が半減しているように、銀行によっては相当額のFVOCI金融資産を償却原価金融資産に分類変更していたことが確認される。この分類変更がIFRS9における償却原価法の適用緩和の側面を

表4 FVOCI金融資産の分類変更

銀行名	商品種別	IAS39簿面	保険事業に係るIFRS9適用免除額	FVPLへの分類変更更新 トレーディング 目的	FVPL以外の 目的	FVPLからの分類変更更新 トレーディング 目的	償却原価への分類変更更新 ローン以外の 目的	償却原価からの分類変更更新 貸付金及び 債権	償却原価からの分類変更更新 貸付金及び 債権	変更後簿面	評価差額 及び予想 信用損失額	IFRS9簿面
HSBC (百万ドル)	負債性金融商品	322,40	0	△9	△3,122	0	3	△7,026	0	322,166	△3	322,163
	資本性金融商品	3317	0	△	△2,104	0	0	0	0	1,813	0	1,813
スタンダード・チャータード (百万ドル)	負債性金融商品	109,161	0	△511	0	0	0	△220	0	108,430	△19	108,411
	資本性金融商品	894	0	△684	0	0	0	0	0	210	4	214
ハークレイズ (百万ポンド)	負債性金融商品	52,020	0	△10	△471	0	0	0	△653	51,822	0	51,821
	資本性金融商品	1,787	0	0	△367	0	0	0	0	1,420	0	1,420
ドイツ銀行 (百万ユーロ)	負債性金融商品	49,397	0	△2,535	0	6,508	0	0	△5,642	57,671	△40	57,631
	資本性金融商品	217,700	△106,819	△1,536	0	0	0	△56,964	0	53,873	69	53,942
BNPパリバ (百万ユーロ)	負債性金融商品	14,975	△7,347	△4,598	0	0	0	0	0	2,330	0	2,330
	資本性金融商品	89,942	△46,070 ^{注1}	△3,25 ^{注2}	0	0	0	△15,212 ^{注3}	△9 ^{注4}	688 ^{注5}	△3	32,937
ソシエテ・ジェネラル (百万ユーロ)	負債性金融商品	124,632	△71,168	△909	0	0	0	△2,971	0	50,149	29	50,178
	資本性金融商品	15,366	△13,563	△1,513	0	0	0	0	0	290	0	290
クレディ・アグリコール (百万ユーロ)	負債性金融商品	280,208 ^{注6}	0 ^{注7}	△7	△19,193	0	4,028	△28,656	0	10,805	5,165	25,258
	資本性金融商品	26,850 ^{注8}	0 ^{注9}	0	△23,725	0	0	0	0	0	0	3,125
ING (百万ユーロ)	負債性金融商品	65,47	0	0	△735	0	0	△34,980	0	33,597	203	33,801
	資本性金融商品	3,983	0	0	△183	0	0	0	0	3,800	0	3,800
サンタン・アール銀行 (百万ユーロ)	負債性金融商品	128,481	0	△203	△96	43	0	△6,389	0	123,162	22	123,184
	資本性金融商品	4,790	0	△1,653	0	0	0	0	0	3,139	30	3,169
ウニクレディ (百万ユーロ)	負債性金融商品	101,847	0	0	△1,367	16	0	△2,397	0	431	129	98,734
	資本性金融商品	2,254	0	0	△332	0	0	0	0	1,902	0	1,902
UBS (百万ドル)	負債性金融商品	8,329	0	0	△831	0	0	△569	0	6,929	0	6,930
	資本性金融商品	560	0	0	△500	0	0	0	0	0	0	0

注1：BPCEにおける各分類区分の分類変更額は、注記で開示しているIFRS9の初期適用時における各分類区分間の分類変更の詳細情報 (BPCE (2018), pp. 261-262) に基づいているが、そこに記載されている分類変更額を合計してFVOCI金融資産の分類変更後の帳簿価額を計算すると連結貸借対照表上のFVOCI金融資産の帳簿価額よりも5,240百万ユーロ多く、また反対にFVOCI金融資産から保険事業に係るIFRS9適用免除額に分類変更された金額が連結貸借対照表上の保険事業資産の帳簿価額よりも同額だけ小さく、さらに同じ方法で注記情報に基づくFVPL金融資産の分類変更後の帳簿価額を計算すると、その金額は連結貸借対照表上の帳簿価額よりも5,500百万ユーロ多い。したがって表中のFVPL金融資産への分類変更額325百万ユーロと8,506百万ユーロの合計8,831百万ユーロのうち5,240百万ユーロまたは5,500百万ユーロは、正しくは保険事業に係るIFRS9適用免除額に分類変更されていたものと思われる。しかし正確な判別が困難であるためここでは注記情報をそのまま用いている。

注2：分類変更時の公正価値から予想信用損失控除後の償却原価に一致しない。

注3：分類変更後の2017年12月期末時点でのFVOCI金融資産の帳簿価額に対してIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

注4：分類変更前の2017年12月期末時点でのFVOCI金融資産の帳簿価額にIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

注5：分類変更後の2017年12月期末時点でのFVOCI金融資産の帳簿価額にIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

注6：分類変更後の2017年12月期末時点でのFVOCI金融資産の帳簿価額にIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

注7：分類変更後の2017年12月期末時点でのFVOCI金融資産の帳簿価額にIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

注8：分類変更後の2017年12月期末時点でのFVOCI金融資産の帳簿価額にIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

注9：分類変更後の2017年12月期末時点でのFVOCI金融資産の帳簿価額にIFRS9の適用免除を選択したとは開示していないため、表中でも当該金額を0としている。

(出所) 表1に同じ。

表わしていることはすでに指摘したとおりであるが、それはFVOCIの機能からみれば、満期保有投資に分類できない金融資産が自動的にトレーディング目的に流入して未実現利得・損失が純損益に計上されることによる純損益のボラティリティの発生を防ぐ受け皿になるというFVOCIのデフォルトカテゴリーとしての役割が後退したことを意味している。

ただしFVOCIがその役割を完全に喪失したわけではない。表4にあるように、2014年の最終版で負債性金融商品に対するFVOCIの適用が復活したことでIFRS9の適用開始後も相当額の負債性金融商品が引き続きFVOCIに分類されており、それに加えて金額はそれほど大きくなかったものの償却原価金融資産からFVOCI金融資産への分類変更もまた10行で実施されていた。これらはいずれもFVOCIの適用が復活しなければFVPL金融資産に強制的に分類変更されていた金融資産である。FVOCIの復活がこの流れを断ち切っているが、それを可能にしている要因は、FVPLの分類対象となる公正価値ベースの業績評価モデルを純損益ベースで限定解釈することで包括利益ベースのポートフォリオ管理をそこから除外し、その結果ビジネスモデル要件の中で回収及び売却モデルを実質的にデフォルトカテゴリー化させていることにある。IFRS9におけるFVOCIの分類区分は、SPPI要件による制約と償却原価法の適用緩和によって従来のデフォルトカテゴリーとしての役割を後退させてはいるものの、ビジネスモデル要件を通じて依然としてそれを継承しているとみるべきである。

以上のような分類変更の結果、FVOCI金融資産の簿価はBNPパリバやINGを筆頭に、ドイツ銀行を除く11行で減少していた。その原因がFVOCI金融資産のFVPL金融資産と償却原価金融資産への分割によるものであったことからすれば、FVPLの適用拡大化と償却原価法の適用緩和というIFRS9の特徴を最も体現したのがFVOCI金融資産、なかでもFVOCI負債性金融商品であったといえる。さらに減少したとはいえ一定額の負債性金融商品が引き続きFVOCIに分類されていた結果からは、銀行実務においてはFVOCIの独自の役割が制限付きではあるものの依然として重視されているといえよう。

Ⅲ IFRS9適用開始による未実現利得・損失の処理状況

IFRS9の適用開始の結果、FVPL金融資産はデフォルトカテゴリーとしての性格を反映して全般的に簿価の増加が生じていた。この増加したFVPL金融資産に係る未実現利得・損失は適用開始時の措置として適用開始日の利益剰余金に計上されたため、その後の期間も含めて純損益には一切計上されない利得・損失として処理された²⁹⁾。仮にこの未実現利得・損失がIFRS9における分類変更時の原則処理に従って純損益に計上されていれば³⁰⁾、純損益にどのような影響を生じさせていたのであろうか。

また適用開始後のFVOCI負債性金融商品に係るその他の包括利益累計額に計上されている未実現利得・損失は、2009年公表の初版のままであればFVPL金融資産への分類変更を通じて上記の利益剰余金に振り替えられていたものである。しかしFVOCIへの分類が再度認められたことで引き続き実現時までその他の包括利益に留保されることになった。さらにFVOCI資本性金融商品の未実現利得・損失は実現時も純損益に振り替えられないため、もはや永久に純損益から切り離されている。これらの点に関して、IFRS9の適用開始の際何か特徴的な事実が見られたのであろうか。

さらに償却原価法の適用緩和を意味するFVOCI金融資産から償却原価金融資産への分類変更では、その他の包括利益の消滅という新たな会計処理が導入されている。この実態はどうであったのだろうか。本稿の最後に、以上のようなIFRS9の適用開始に伴う未実現利得・損失の処理状況について考察する。

29) IFRS9, par. 7.2.15.

30) IFRS9, par.5.6.2 and 5.6.7.

なおIFRS9では、分類変更日は事業モデルの変更を実施した時点ではなくその翌期首と定義されている (IFRS9, Appendix A)。これは分類変更の恣意的な実施による会計数値の操作の可能性を排除するためであるとされている (IFRS9, par. BC4.119)。

1) IFRS9の純損益への影響

まずは他の分類区分からFVPL金融資産への分類変更による未実現利得・損失の処理と純損益への影響からみていく。表5は、償却原価金融資産からFVPL金融資産への分類変更に伴う帳簿価額の公正価値への再評価によって新たに認識された未実現利得・損失と、FVOCI金融資産からFVPL金融資産への分類変更によってその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えられた未実現利得・損失額を、それぞれ原則的処理が適用されていた場合にその計上先になっていた2018年12月期の純損益と比較したものである。なお前者の金額は税効果考慮前の金額であるため税引前利益と比較しており、また後者の金額は税効果考慮後の親会社株主に帰属するその他の包括利益累計額

表5 他の分類区分からFVPLへの分類変更に伴う未実現利得・損失と利益額の比較

	償却原価からFVPLへの分類変更に伴う未実現利得・損失(税効果考慮前)	2018年12月期の税引前利益	税引前利益に対する左記未実現利得・損失の割合	その他の包括利益累計額からの振替額(税効果考慮後)	2018年12月期の当期純利益(親会社株主帰属)	当期純利益に対する左記振替額の割合
HSBC (百万ドル)	33	19,890	0.2%	960	13,727	7.0%
スタンダード・チャータード (百万ドル)	29	2,548	1.1%	169	1,054	16.0%
パークレイズ (百万ポンド)	△ 25	3,494	-0.7%	139	2,146	6.5%
ドイツ銀行 (百万ユーロ)	△ 6	1,330	-0.5%	295注	267	110.5%
BNPパリバ (百万ユーロ)	△ 11	10,208	-0.1%	1,307	7,526	17.4%
BPCE (百万ユーロ)	n.a.	5,297	n.a.	749	3,026	24.8%
ソシエテ・ジェネラル (百万ユーロ)	△ 216	6,117	-3.5%	n.a.	3,864	n.a.
クレディ・アグリコール (百万ユーロ)	△ 58	6,496	-0.9%	1,423	4,400	32.3%
ING (百万ユーロ)	△ 49	6,838	-0.7%	42	4,703	0.9%
サンタンデール銀行 (百万ユーロ)	△ 31	14,201	-0.2%	n.a.	7,810	n.a.
ユニクレディ (百万ユーロ)	42	3,593	1.2%	7	3,892	0.2%
UBS (百万ドル)	△ 310	5,991	-5.2%	74	4,516	1.6%

注：FVOCI金融資産から償却原価金融資産への分類変更に伴う簿価調整額としてその他の包括利益累計額から控除された額を含む。

(出所) 表1に同じ。

からの振り替え額であるため純損益も親会社株主に帰属する当期純利益を用いている。

同表によると、まず償却原価金融資産からの分類変更によって新たに認識された未実現利得・損失が税引前利益に与えたであろう影響は、多くの銀行で±1%未満と微々たるものに過ぎなかった。これに対してその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えられた未実現利得・損失額が当期純利益に与えたであろう影響は7行で5%を超え、さらにそのうち5行では10%以上に達していた。また大半の銀行で償却原価金融資産からの分類変更に伴い未実現損失が計上されていたのに対して、FVOCI金融資産からの分類変更に伴い利益剰余金に振り替えられた金額は全12行で未実現利得であった。

こうした結果は、各分類変更額の違いや分類変更対象となった金融資産の種類によるとともに、金融危機以降の長期に渡る実質ゼロないしマイナス金利という歴史的な低金利環境のもとでの債券市場の価格低迷と株式市場での株価高騰を反映したものであったとも思われる。例えば、分類変更に伴う未実現利得・損失の詳細を開示していたBNPパリバを事例にこの点を確認してみると、BNPパリバでは、分類変更に伴い合計1,295百万ユーロの未実現利得（税効果考慮後）を親会社株主に帰属する利益剰余金に計上していたが、そのうち負債性金融商品に係るものは34百万ユーロの未実現利得（うち△12百万ユーロは再評価によって新たに認識された未実現損失、46百万ユーロはその他の包括利益累計額からの振り替え額。いずれも税効果考慮後）であったのに対して資本性金融商品に係るものは938百万ユーロであり、これは全額その他の包括利益累計額から振り替えられたものであった³¹⁾。

このように償却原価金融資産とFVOCI金融資産の分類変更では、未実現利得・損失額の純損益への影響が対照的であったことが確認できる。

31) なお残りの323百万ユーロは、FVPL金融負債に係る自己の信用リスクに起因した未実現損失（税効果考慮後）の利益剰余金からその他の包括利益累計額への振替額である。さらに利益剰余金については△2,418百万ユーロの予想信用損失も計上しており、最終的に利益剰余金は△1,122百万ユーロの減額となっていた（BNP Paribas S.A. (2019), p. 182）。

2) IFRS9のその他の包括利益累計額への影響

つぎに適用開始時の分類変更実務がその他の包括利益累計額に与えた影響についてみていく。ただし、償却原価金融資産とFVOCI金融資産との間の分類変更に伴う未実現利得・損失の処理内容を詳細に開示していたのはBNPパリバとクレディ・アグリコールの2行だけであったため、以下では紙幅の都合から引き続きBNPパリバのみ取り上げる。なお金額はいずれも税効果考慮後の親会社株主に帰属するその他の包括利益累計額への計上額である。

BNPパリバの場合は、上述のように1,295百万ユーロに12百万ユーロを合計した△1,307百万ユーロの未実現利得をその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えた。そしてこのほかに合計△103百万ユーロの減額をその他の包括利益累計額に計上した。このうち償却原価金融資産からFVOCI金融資産への分類変更に伴い新たに認識した未実現利得。損失額は税効果考慮前の連結ベースで91百万ユーロの未実現利得であり、またFVOCI金融資産から償却原価金融資産への分類変更に伴い帳簿価額の調整としてその他の包括利益累計額から控除した未実現利得・損失額は同じく税効果考慮前の連結ベースで△172百万ユーロの未実現利得であった³²⁾。その一方でBNPパリバは適用開始後も引き続きFVOCI金融商品に分類されたままであった負債性金融商品に係る2,237百万ユーロ（保険事業に係るものを除く）と同じく資本性金融商品に係る561百万ユーロの未実現利得をその他の包括利益累計額に留保したままとしていた。

以上の結果、IFRS9適用開始後その他の包括利益累計額は△1,410百万ユーロ減額して残高1,387百万ユーロになっていた。ただしそのうち資本性金融商品に係る561百万ユーロの未実現利得と利益剰余金から振り替えられた△323百万ユーロの自己の信用リスクに起因する未実現損失は、実現時も純損益に振り替えないその他の包括利益累計額である。

32) 以上のほかに持分法適用投資の再評価によって新たに認識した△62百万ユーロの未実現損失（税効果考慮前の連結ベース）を加えた合計△143百万ユーロのうちの税効果考慮後の金額が△103百万ユーロである（BNP Paribas S.A. (2019), p. 182）。

このようにBNPパリバでは、償却原価金融資産とFVOCI金融資産と間での分類変更起因した未実現利得の処理はその他の包括利益累計額の増減にはほぼ影響していなかった。したがってBNPパリバは、適用開始時にFVOCI負債性金融商品を償却原価金融資産とFVOCI金融資産に二分しながら、それらに係る未実現利得はほぼ全額をいつでも売却を通じて純損益に振り替えることができるその他の包括利益累計額として温存していたことになる。

ほかにもクレディ・アグリコールの事例も結果だけ紹介しておく、同行では資本性金融商品の分類変更の際、分類変更前に計上していた未実現損失のほぼ全額をその他の包括利益累計額に留保し、その結果当該未実現損失だけが永久に純損益計算から分断される結果になっていた³³⁾。

以上のような未実現利得・損失の偏向した処理実務は、あくまで金融資産

33) クレディ・アグリコールがFVOCI金融資産からFVPL金融資産への分類変更に伴いその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えた△1,673百万ユーロの未実現利得(税効果考慮後)の内訳は、非開示であるため不明である(Crédit Agricole S.A. (2019), p. 369)。しかし2017年12月期末に売却可能金融資産として分類していた資本性金融商品に対して6,157百万ユーロの未実現利得と△545百万ユーロの未実現損失(いずれも税効果考慮前)を計上していたこと(Crédit Agricole S.A. (2019), p. 443)(なお、実際にその他の包括利益累計額に計上されていた金額は保険事業が保有する資本性金融商品を対象とする保険契約者への利益分配に係る責任準備金と相殺後の金額であり、正確な額は不明)、そしてそのうちFVOCIへの分類を指定した資本性金融商品に係る△508百万ユーロ(税効果考慮後)の未実現損失が引き続き親会社株主に帰属するその他の包括利益累計額に留保されたままであった(Crédit Agricole S.A. (2019), p. 369)ことを踏まえると、クレディ・アグリコールは実際には未実現損失を抱える資本性金融商品のみFVOCIに指定していたことになる。

さらにその後の資本性金融商品に係るその他の包括利益累計額(税効果考慮後親会社株主帰属分)の推移をみると、2018年12月期△438百万ユーロ、2019年12月期△367百万ユーロ、2020年12月期△402百万ユーロであった。またその他の包括利益累計額から利益剰余金への振替額は同47百万ユーロ、22百万ユーロ、38百万ユーロであり、これらはいずれも実現損失である(Crédit Agricole S.A. (2019), pp. 358-359 and 443, (2020), pp. 400-401 and 481, (2021), pp. 420-421 and 481)。したがってクレディ・アグリコールがIFRS9の適用開始時にその他の包括利益に留保した△508百万ユーロの未実現損失は、その後3年間で約2割の合計107百万ユーロが実現損失として利益剰余金に振り替えられた以外には、事実上その他の包括利益累計額のまま留保され続けたことになる。このようにクレディ・アグリコールにとって資本性金融商品に対するFVOCIの選択規定は、未実現損失を純損益から完全に切り離すためのツールとして機能しているといえる。

を適正に分類したうえでの副次的な産物、結果論に過ぎないのか、それともそこに何らかの作為的な意図が込められていたのか。ビジネスモデル要件の客観性を強調するIASBの立場からは前者の結論に至るはずであるが、2行の会計実務はその是非をめぐる論点を惹起している。

IV 銀行実務にみるIFRS9の特徴—結びにかえて

これまでみてきたようにIFRS9の適用開始を経て、金融資産の分類と測定に関するEU域内G-SIBsの会計実務では各種の分類変更が様々に実施されながら、結果としてはFVOCI金融資産のFVPL金融資産と償却原価金融資産への分割と償却原価金融資産からFVPL金融資産への分類変更の影響が分類変更後の簿価の増減に強く表れていた。このような銀行実務の結果は、IFRS9が、その開発目的とされてきたFVPLの適用拡大化だけを生み出すものではなく、それとは対極にある償却原価法の適用拡大化をも生じさせる内容になっていることを示している。

また分類変更に伴う未実現利得・損失の処理状況に焦点を当てたところ、FVOCI金融資産を巡る分類変更に伴うその他の包括利益累計額に計上されていた未実現利得・損失の影響度が高く、償却原価金融資産と他の分類区分との間の分類変更に伴い新たに認識された未実現利得・損失はいずれの場合も少額にとどまり重要性に乏しかった。ここからFVOCI金融資産に対するFVPLのデフォルトカテゴリー化の影響の大きさを見て取ることができた。

さらに数行の事例からは、FVOCI金融資産から他の分類区分への分類変更に際してその他の包括利益累計額の恣意的な振替えや留保が行われた可能性を感じさせるような場面も垣間見られた。このことはFVOCIへの分類に際して、資本性金融商品に関しては言うまでもなく負債性金融商品に関しても依然として恣意性が介在する余地が残されていることを示唆している。

以上のようなIFRS9の適用開始時の結果からは、SPPI要件がFVPLのデフォルトカテゴリー化というIFRS9の新たな特徴を体現しており、それが実

務における分類変更に大きな影響をもたらしていたことが確認できた。しかしビジネスモデル要件に関しては必ずしもそうではない。FVPLのビジネスモデル要件がデフォルトカテゴリーとして分類変更に大きく関与していたのは、それまで保有目的別分類が適用されていなかった償却原価金融資産の貸付金及び債権に対してだけであり、本来その特徴が発揮されるべきはずのFVOCI金融資産に対しては、ビジネスモデル要件に起因したFVPL金融資産への分類変更はほとんど皆無であった。あくまで形式上はFVOCIの回収及び売却モデルを積極的に定義してFVPLのビジネスモデル要件をデフォルトカテゴリー化させているが、本稿で論じたように実質的には公正価値ベースの業績評価モデルが積極的に限定解釈されることで、むしろFVOCIの回収及び売却モデルの方がデフォルトカテゴリー化しているという本末転倒の結果につながっている可能性が浮かび上がった。

このようにビジネスモデル要件だけを取り出せば、FVOCIを復活させたことでFVPLのデフォルトカテゴリー化に揺らぎが生じており、それが銀行実務におけるFVOCI金融資産の温存に貢献しているといえる。それゆえビジネスモデル要件に関しては、その客観性を強調して主観的な保有目的アプローチとの相違を強調するIASBの立場よりも、そうした違いはありながらも両者の実質的な同質性を説くFASBの見解の方が説得的である³⁴⁾。むしろビジネスモデル要件が分類変更実務に影響していた場面は、回収モデルの導入によるtaintingルールの廃止による償却原価法の適用緩和の影響を反映したFVOCI金融資産から償却原価金融資産への分類変更であり、これはビジネスモデル要件におけるFVPLのデフォルトカテゴリー化を通じたFVPLの適用拡大化とは対極の結果を表している³⁵⁾。

34) FASB (2016), par. BC45, Leisenring et al. (2012), p. 336, 新祖 (2017), 97-100頁。

35) これまでFVPLの適用拡大化を志向し、それをIFRS9の開発目的の一つにも据えてきたIASBにとって、IFRS9の初版から採用していた回収モデルがそのような意図とは反対に銀行実務における償却原価法の適用拡大化をもたらした点をどのように自己評価しているのであろうか。IASBは現在、IFRS9の適用結果を分析するプロジェクトを立ち上げたところであるが、このプロジェクトの成果としてこの点にどう触れることになるのか。償却原価法の適用拡大化はあくまで回収モデルの客観性を反映した結果に

ビジネスモデル要件の特徴を以上のように捉えれば、IFRS9におけるFVPLのデフォルトカテゴリー化という特徴はSPPI要件に集約され、ビジネスモデル要件はむしろ償却原価法の適用緩和やFVOCIのデフォルトカテゴリーとしての性格の維持といった、FVPLの適用拡大化とは反対のベクトルに作用する分類要件として作用しているといえる。ここでSPPI要件についてFASBは、旧基準に基づく実務慣行が形成された現在では、taintingルールを廃止してSPPI要件を新設しても新たな複雑性を持ち込むだけで会計処理の簡素化にはつながらず、コスト・ベネフィットの観点からもIFRS9の会計処理は合理性が見出されないとの結論に至り、最終的にIAS39のモデルでもあった自身の従来の会計基準を維持した³⁶⁾。そのため現行基準としてはいわばIAS39とIFRS9が併存している状態になっている³⁷⁾。たしかにSPPI判定の難解さを受けてムーディーズやブルームバーグがSPPI要件の自動判定サービスを金融機関や事業会社に提供している実務状況を鑑みれば、FASBの見解に一定の合理性を見出すこともできよう。

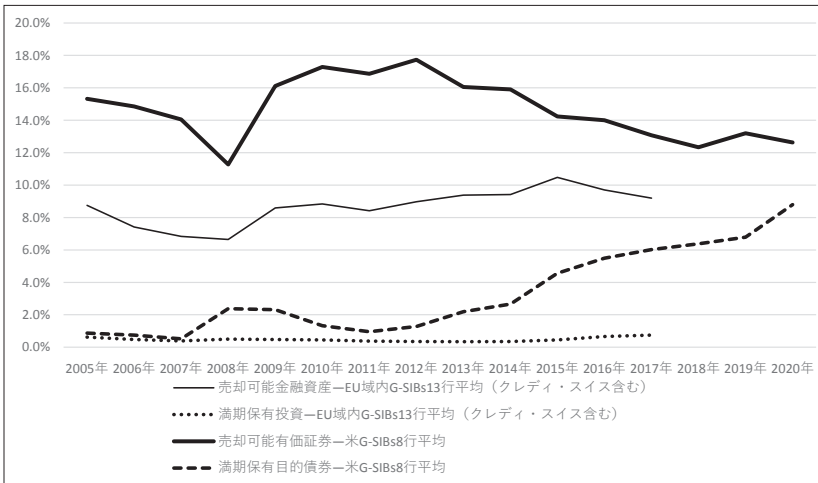
しかしその一方で会計政策的な観点から旧基準の継続を支持した側面もうかがえる。それはIFRS9が最も影響を与えた場面がFVOCI金融資産であったことと密接に関わっているものと思われる。なぜなら、アメリカの銀行では資産総額に占めるFVOCI金融資産の比率が高いため、IFRS9の会計処理を採用するとEU域内G-SIBsの場合よりもはるかに多額のFVOCI金融資産がSPPI要件に抵触してFVPLへの分類変更の対象となる可能性があるからである。また2010年代には満期保有目的債券の残高も急増している（図1）。したがって、SPPI要件に抵触したFVOCI金融資産や償却原価金融資産の分類

過ぎないとして肯定的に評価するのか、それとも償却原価法の適用拡大化という側面に何らかの否定的な評価を下すのであろうか。プロジェクトの成果が注目される。

36) FASB (2016), pars. BC44.

37) ただしIAS39とアメリカの現行基準では、資本性金融商品の会計処理、FVPL金融負債に係る自己の信用リスクに起因した未実現利得・損失の処理、公正価値オプションの適用要件の明確性、満期保有投資と満期保有目的債券の対象範囲の相違、証券化目的など売却目的の貸付金に対する低価法の適用の有無など、いくつかの相違点が存在する。

図1 売却可能金融資産（有価証券）と満期保有投資（目的債券）の資産比率



(出所) 各行Annual Reportより筆者作成。

変更に伴う未実現利得・損失が純利益やその他の包括利益累計額に与える影響の程度もまた、EU域内G-SIBsで見られた結果とは大きく異なることが想像される。FASBはこのようなSPPI要件によるFVPLのデフォルトカテゴリー化の実務への影響を鑑みて、SPPI要件の判定の複雑性を理由にIFRS9を拒否した可能性も推察される。

本稿はIFRS9の適用開始の場面に限定して考察を行ってきたため、その後の金融商品の分類と測定の銀行実務からIFRS9のどのような特徴が見出されるかまでは検討できていない。また上述のようにグローバルにみればIAS39とIFRS9の併存状態になっている現状において、両基準の相違は決して小さいものではなく、それは財務諸表の比較可能性の点から決して望ましいものではないであろう。さらにこの問題は金融規制の領域において、EU域内の金融機関とアメリカの金融機関とで自己資本比率規制の基礎数値となる財務諸表数値が異なるという状況も生み出しており、これが国際金融規制において何らかの問題を孕んでいるのかどうか、こういった点についても本稿では全く触れることができない。FASBがIFRS9を拒否した要因の分析も含めて、

2つの会計基準が併存する現状やそこに内在する問題の把握および分析については、今後の課題としたい。

(参考文献)

- Banco Santander S.A. (2019), *Annual Report*.
- Barclays PLC (2019), *Annual Report*.
- BNP Paribas S.A. (2019), *Registration Document and Annual Financial Report*.
- Crédit Agricole S.A. (2019-2021), *Registration Document and Annual Financial Report*.
- Deutsche Bank AG (2019), *Annual Report*.
- Financial Accounting Standards Board (1993), Statement of Financial Accounting Standards No. 115, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*.
- Financial Accounting Standards Board (2016), Accounting Standards Update No. 2016-01, *Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*.
- Groupe BPCE (2019), *Registration Document and Annual Financial Report*.
- Hodder, Leslie D., Patrick E. Hoplins, and James M. Wahlen (2006), “Risk-Relevance of Fair-Value Income Measures for Commercial Banks” *The Accounting Review*, Vol. 81, No. 2.
- HSBC Holdings plc. (2019) *Annual Report and Accounts*.
- ING Group N.V. (2019) *Annual Report*.
- International Accounting Standards Board (2008), International Accounting Standards No 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.
- (2014), International Financial Reporting Standards No 9, *Financial Instruments*.
- (2016), International Financial Reporting Standards No 4, *Insurance Contracts*.
- (2017), International Financial Reporting Standards No 17, *Insurance Contracts*.
- Leisenring, J., T. Linsmeier, K. Schipper and E. Trott (2012), “Business Model (Intent)-Based Accounting”, *Accounting and Business Research*, Vol. 42, No. 3, June 2012.
- Standard Chartered PLC (2019), *Annual Report*.

Société Générale S.A. (2009, 2019), *Registration Document and Annual Financial Report*.

UBS Group AG (2019), *Annual Report*.

UniCredit S.p.A. (2019), *Annual Report and Accounts*.

新祖隆志郎 (2017) 「金融商品会計基準の形成過程におけるFASB, IASB新会計基準の歴史的な位置」『山口経済学雑誌』第65巻第6号。

辻山栄子 (2021) 「業績報告をめぐる議論の変遷—IASB業績報告プロジェクトを中心に」『會計』第199巻第6号。

山田康裕 (2021) 「純損益計算書における純損益の問題点」『會計』第119巻第6号。

吉田康英 (2016) 『IFRS 9 「金融商品」の構図—IAS置換プロジェクトの評価—』同文館。